青森県人事行政の概要

平成26年9月

青森県総務部人事課

< 目 次 >

第1部	青森県人事行政の運営状況の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 任月	用の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
- •	ee	1
(1)	職員数の状況 ······	1
	定員適正化計画の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	采用 ·····	4
(1)	新規採用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)	障害者の採用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3)	任期付職員の採用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 i	垦職 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1)	退職者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2)	再任用の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ⅱ給□	5の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 糸	忿括 ······	9
(1)	人件費の状況(普通会計決算) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2)	MACHE STORY (EXCEPTION)	9
	特記事項 ·····	9
(4)		10
	11. 3 3 4 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	10
2 🖡	22.00	11
(1)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2)	職員の初任給の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(3)	PART OF ALL PART OF THE PROPERTY OF THE PROPER	12
		13
(1)		13
(2)		13
4 耳		14
(1)		14
(2)		14
(3)	- 4	15
(4)		16
(5)		26
		27
5 特	寺別職の報酬等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

	6	公営企業職員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	(1	I)工業用水道事業 ······	31
	(2	2)病院事業 ······	35
Ш	勤	カ務時間その他の勤務条件の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	1	勤務時間の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	(1	I)通常の勤務時間 ····································	43
	(2	2)早出遅出勤務 ·····	43
	(3	3)時差出勤 ······	44
	2	休暇	45
	(1	I)年次休暇の取得状況 ······	45
	(2	2) 病気休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	(3	3)特別休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	(4	1)介護休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	3	育児休業等の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	(1	I) 育児休業の取得状況 ····································	48
	(2	2) 部分休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	(3	3)育児短時間勤務の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	4	修学部分休業の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	5	高齢者部分休業の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	6	自己啓発等休業の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
IV	分	}限及び懲戒の状況	53
	1	分限処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	2	懲戒処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
V	朋	最務の状況	55
	1	職務専念義務の免除を認めている例の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	2	営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
VI	矽	F修及び勤務成績の評定の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	1	研修の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	2	勤務成績の評定の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
MI	褔	冨祉及び利益の保護の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	1	セクシュアルハラスメントの防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	2	定期健康診断の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	3	職員互助団体への補助の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61

第2部 青森県人事委員会の業務の状況

1	競争試験及び選考の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	6
4	不利益処分に関する不服申立ての状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

※ 本概要における対象職員について

- ① 本概要でいう「職員」とは、別に指定がない限り、一般職に属する職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)を指します。
- ② 職員については、任命権者の違いにより、次のいずれかの部局等に属しています。

知事部局、県土整備部(公営企業)、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、警察

③ 職員数のとらえ方の違いにより、任用、給与、休暇等の各項目における職員数は一致しません。

第1部 青森県人事行政の運営状況の概要

I 任用の状況

1 定数

(1)職員数の状況

部門別職員数の状況及び前年度からの主な増減理由は、次のとおりです。

			職員	員数 (人))	
区	分	•	H25. 4. 1	H26.4.1	増減	主な増減理由
			A	В	В-А	
	議	会	23	24	1	議会事務体制の強化
	総務	企画	691	689	^ 2	行政経営推進業務体制の見直しなど
	税	務	179	182	3	課税業務体制の強化など
4π. ∠→	民	生	464	452	▲ 12	施設種別転換に伴う業務体制の見直 しなど
一般行	衛	生	500	502	2	食肉検査業務体制の強化など
政部門	労	働	95	97	2	職業訓練業務体制の強化など
	農林水産		1, 184	1, 196	12	総合販売戦略業務体制の強化など
	商	工	174	176	2	国際経済交流業務体制の強化など
	土	木	603	608	5	道路施設業務体制の強化など
	小	計	3, 913	3, 926	13	
特別行	教	育	12, 226	12, 017	▲ 209	児童生徒数の減少による教員の減員など
政部門	警	察	2,634	2,639	5	警察官の欠員補充
以印门	小	計	14, 860	14, 656	▲ 204	
普通会	計	計	18, 773	18, 582	▲ 191	
公営企	病	院	1,050	1, 092	42	看護業務体制の強化など
業等会	下ス	k 道	6	6	0	
計部門	その	の他	22	22	0	
1 ІЧНІП	小	計	1, 078	1, 120	42	
合	į	計	19, 851	19, 702	▲ 149	

- (注) 1 職員数には、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含む。
 - 2 職員数のとらえ方の違いにより、次ページの定員適正化計画における職員数とは一致しない。

(2) 定員適正化計画の状況

引き続き執行体制の簡素化を図るため、行政規模等が類似する団体の状況や再任 用制度の運用状況等も踏まえ、職員数について部門毎(一般行政・教育・警察)の 目標を定めて計画的に管理することとしています。

また、限られた人員で質の高い効果的な行政サービスを提供するため、弾力的な 再配置による人員配置の最適化に取り組むことしています。

部門別の計画の内容及びこれまでの実績は、次のとおりです。

【一般行政部門の適正化】

○対象・・・一般行政部門(教育、警察、病院及び公営企業を除く部門)

年度 人数 (人)		Н25	Н26	Н27	H28	Н29	Н30	Н31	計
計	職員数	3, 918	_	_	(3, 888)	_	_	3, 858	_
画	適正化数		▲30			▲30		_	▲60
実	職員数	3, 918	3, 931						_
績	適正化数	13						_	13

[※]再任用短時間勤務職員を除く。

【教育部門の適正化】

○対象・・・教育庁及び学校以外の教育機関

年度 人数 (人)		H25	H26	H27	H28	Н29	Н30	Н31	計
計	職員数	484	_	_	(479)	_	_	474	_
画	適正化数		▲ 5			▲ 5			▲ 10
実	職員数	484	488						_
績	適正化数	4						_	4

[※]再任用短時間勤務職員を除く。

○対象・・・教職員及び県費単独措置の職員

「県立高等学校教育改革第3次実施計画」【後期】(平成26年度~平成29年度)を踏まえ、県立高等学校の教職員の人員の見直しを行うとともに、県費単独措置の職員についても、業務の民間委託等を進めることにより、人員の見直しを行います。

【警察部門の適正化】

○対象・・・警察部門の一般職員

年度 人数 (人)		Н25	H26	Н27	H28	Н29	Н30	Н31	計
計	職員数	376	_	_	(369)	_	_	366	_
画	適正化数		▲ 7			A 3		-	▲ 10
実	職員数	376	374						_
績	適正化数	^ 2						_	^ 2

[※]再任用短時間勤務職員を除く。

2 採用

(1)新規採用の状況

職員の新規採用は、公平性・公正性の観点から競争試験によることを原則として おり、上級試験(大学卒業程度)、中級試験(短期大学卒業程度)、初級試験(高等 学校卒業程度)及び警察官採用試験を実施しています。

ただし、特別な専門知識を必要とするなど競争試験により難い場合については、 選考による新規採用を行っています。

新規採用の状況は、次のとおりです。

		平成 25 年度中	H26.4.1付けの	
	区 分	\mathcal{O}	新採用者数	
		新採用者数(人)	(人)	
競争試験 合	E争試験 合計 上級 計 行政 警察行政 化学 薬学 農学 畜産 林業 水産 総合土木 建築 電気 機械 心理 保健師 上級(社会人枠) 計 行政		254	
上 級	計 計	94	97	
	行政	53	60	
	警察行政	2	4	
	化学	2	1	
	薬学	4	1	
	農学	4	6	
	畜産	1	1	
	林業	2	2	
	水産	2	1	
	総合土木	15	14	
	建築	3	1	
	電気	1	2	
	機械	1	0	
	心理	1	1	
	保健師	3	3	
上級	(社会人枠) 計	18	20	
	行政	9	9	
	化学	1	0	
	農学	2	3	
内訳	畜産	0	2	
1 10/0	林業	0	1	
	総合土木	2	3	
	建築	1	0	
	電気	0	1	

		心理	1	0
		保健師	2	1
	中 級	計	3	4
		栄養士	3	4
	初 級	計	29	31
		一般事務	9	5
	内訳	教育事務	15	23
	とり可く	警察事務	2	1
		総合土木	3	2
	警察官	計	113	102
		警察官A (大学卒業程度)	64	59
		警察官B(高等学校卒業程 度)	49	43
選考採	用 合	<u></u>	246	226
		教員	161	197
		医師	0	3
	ı lı ı∃⊓	獣医師	5	6
	内訳	看護師	61	6
		身体障害者	2	2
	ļ	その他	17	12

⁽注) 国や他の自治体からの採用者、病院の医師など、新規採用とは異なる採用者は含まれていない。

(2) 障害者の採用状況

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりすべての 事業主は進んで雇入れに努めなければならないこととされています。

県においても身体障害者を対象とした選考試験を平成8年度から実施しており、 平成26年4月1日までに51人の職員を新規採用しています。

この結果、平成 25 年 6 月 1 日時点で、知事部局では 68 人の障害者を任用し障害者雇用率は 2.42% (法定雇用率 2.30%)、同じく病院局では 8 人の障害者を任用し障害者雇用率は 1.93% (法定雇用率 2.30%)、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関では 120 人 (この人数には、県費負担教職員を含めています。)の障害者を任用し障害者雇用率は 1.84% (法定雇用率 2.20%)、警察では 8 人の障害者を任用し障害者雇用率は 2.17% (法定雇用率 2.30%) という状況となっています。

- (注) 1 法定雇用率:「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者雇用率
 - 2 県費負担教職員:県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員

(3) 任期付職員の採用状況

高度で専門的な知識経験を備えた人材採用の円滑化、期間が限定された専門業務への効率的な対応、あるいは試験研究機関における研究活動の活性化などを図るため、任期を定めた職員の採用を行っており、これまで専門的な業務などに従事する一般行政職を10人、試験研究に従事する研究職を6人採用しています。

なお、平成26年4月1日現在では、一般行政職で1人を任用しています。

3 退職

(1)退職者の状況

職員の退職には、定年に達した職員が退職する定年退職と、それ以外の退職(本人の自発的な意思に基づき退職する普通退職や再任用職員の任期満了による退職など)があります。

平成25年度中の退職者の状況は、	次のしおりです
	$1/\sqrt{2}$

	区 分	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	ii
退職者	退職者数 (人)		91	569	146	983
内訳	定年退職者	101	11	361	66	539
とり可く	普通退職者など	76	80	208	80	444

- (注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長 を除く任命権者の事務局(各種委員会等の事務局)を指す。
 - 2 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指し、この区分には、県費負担教職員(県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員)を含めている。(以下同じ。)

(2) 再任用の状況

高齢者が長年培った知識経験を活用するとともに、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えていくことを目的として、定年退職した職員を再雇用する再任用制度を導入しています。

その任用状況は、次のとおりです。

		H25.4.1 時点の任用総数						H26.4.1 時点の任用総数				
区	分	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計	
再数	任用者	197	8	115	64	384	219	14	186	61	480	
内	フルタイム 勤務	20	2	110	54	186	60	6	183	51	300	
訳	短時間 勤務	177	6	5	10	198	159	8	3	10	180	

(注) 「短時間勤務」とは、1週当たり19時間22分30秒の勤務を指す。

(空白ページ)

Ⅱ 給与の状況

職員の給与の概要については、次のとおりです。

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(25年度末)	A		В	B/A	24年度の人件費率
25年度	人	千円	千円	千円	%	%
20年度	1, 358, 349	718, 977, 371	2, 183, 202	170, 919, 677	23.8	25. 6

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数		給	Ę	費		一人当た	<u>-</u> り	
	A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В	給与費 B	/A
25年度	人		千円	千円	千円		千円		千円
20千茂	18, 772	80, 5	16, 286	14, 167, 448	28, 106, 578	122, 7	90, 312		6, 541

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3)特記事項

(給与減額の状況)

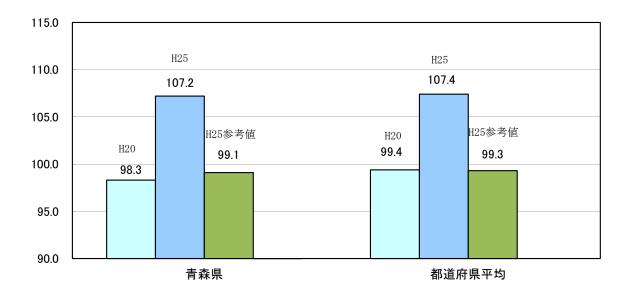
【一般職】

L /4/3/19/12					
国の要請等を踏まえた減額措置の	取組	減額実施期間			
全職員	給料等の9.71%~4.71%削減				
生 概貝	期末・勤勉手当の7.18%削減	平成25年7月~平成26年3月			
管理職の職員	管理職手当の10%削減				
抑制済又は減額措置の内容					
管理職の職員	給料の5%~3%削減	平成21年4月~平成25年6月			
H25.4.1 ラスパイレス指数 107.2 (参考値 99.1)					

【特別職】

国の要請等を踏まえた減額措置	の 版 知	減額実施期間		
当v女明守で始まんに例復指し 	ノリス水丘	 		
知事	給料及び期末手当の25%削減	平成25年7月~平成26年3月		
副知事	給料及び期末手当の15%削減	平成25年7月~平成26年3月		
病院事業管理者	給料及び期末手当の15%削減	平成25年7月~平成26年3月		
代表監査委員及び教育長	給料及び期末手当の15%削減	平成25年7月~平成26年3月		
議長	議員報酬の10%削減	平成25年7月~平成26年3月		
副議長	議員報酬の10%削減	平成25年7月~平成26年3月		
議員	議員報酬の10%削減	平成25年7月~平成26年3月		
抑制済又は減額措置の内容				
知事	給料及び期末手当の20%削減	平成21年4月~平成25年6月、平成26年4月~		
副知事	給料及び期末手当の10%削減	平成21年4月~平成25年6月、平成26年4月~		
病院事業管理者	給料及び期末手当の10%削減	平成21年4月~平成25年6月、平成26年4月~		
代表監査委員及び教育長	給料及び期末手当の10%削減	平成21年4月~平成25年6月、平成26年4月~		
議長	議員報酬の5%削減	平成21年4月~平成25年6月、平成26年4月~		
副議長	議員報酬の4%削減	平成21年4月~平成25年6月、平成26年4月~		
議員	議員報酬の3%削減	平成21年4月~平成25年6月、平成26年4月~		

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公務員の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした 場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

	· / / / /						
			人事委員	会の勧告			
区 分		民間給与	公務員給与	較差	勧 告	給与改定率	
		A	В	A - B	(改定率)		
	25年度	円	円	△ 76	%	%	
		371, 147	371, 223	(△0.02%)	0.00	0.00	

(参考)
国の改定率
%
0.00

⁽注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

)	.3 /3	, 1 H									
				人	事委員	会の勧告					
区	分	民間の支給		公務員の		較差		勧 告		年間支給月初	数
		割合	A	支給月数	В	A - B		(改定月数)			
25年	E度		月		月		月	,	月		月
		3.83		3.85		△0.02		0.00		3.85	
()	. \		A Lety	, , D == +-4	4-1-1-	- L1 7 7 7 244 L	hope or	사내에 소문비를	- J. A.	キェーク しいっかん	



⁽注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

_										
	区 分 平均年齢		平均給料月額		平均給与月額		平均給与月額			
									(国比較ベー)	ス)
	青森	県	43.5	歳	334, 700	円	402, 886	円	366, 659	円

②技能労務職

$\overline{}$	1/10/07 1/1/N					
				公 務	員	
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
					(A)	(国比較ベース)
	青森県	48.2 歳	398 人	306,800 円	343,977 円	330, 483 円
	うち用務員	48.2 歳	100 人	305,700 円	342, 155 円	329, 492 円
	うち自動車運転手	46.5 歳	86 人	297,600 円	343, 795 円	325,073 円
	うち守衛	46.1 歳	3 人	309, 100 円	343, 233 円	329,842 円

③高等(特別·専修·各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
青森県	45.5 歳	378,700 円	423,417 円	

④小·中学校(幼稚園)教育職

区 分	区 分 平均年齢 平均給料月額		平均給与月額
青森県	46.5 歳	392, 200 円	431,900 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
青森県	39.6 歳	313,000 円	429, 503 円	345, 913 円	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベースで (=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区	分	青 森 県	玉
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172, 200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137, 200 円	ı
	中学卒	125,400 円	1
高等学校教育職	大 学 卒	192,800 円	1
	高 校 卒	I	
小·中学校教育職	大 学 卒	192,800 円	1
	高 校 卒	I	1
警察職	大 学 卒	187,500 円	200,000 円
	高 校 卒	158,100 円	161,500 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

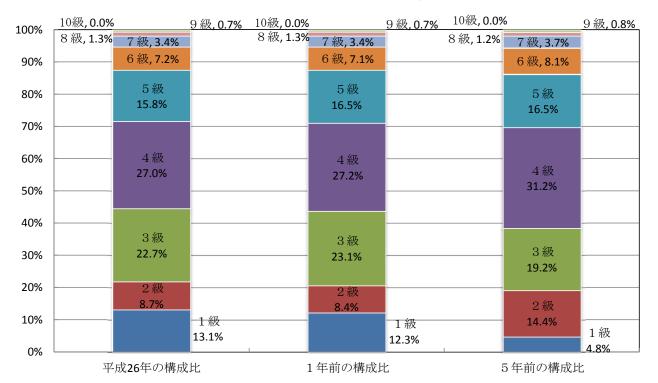
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	251,404 円	360,400 円	386, 833 円	411,508 円
	高 校 卒	216,744 円	312,584 円	352, 563 円	383,210 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	272, 469 円	298, 485 円	323,132 円
	中 学 卒	- 円	253,900 円	269, 500 円	278,300 円
高等学校	大 学 卒	286,079 円	380,861 円	402,908 円	419,696 円
教育職	高 校 卒	229,000 円	300,100 円	350, 500 円	382, 450 円
小・中学校	大 学 卒	287,031 円	375, 983 円	394, 410 円	412,702 円
教育職	高 校 卒	- 円	一 円	- 円	- 円
警 察 職	大 学 卒	271,795 円	353,960 円	394,615 円	413,622 円
	高 校 卒	242,764 円	327,067 円	364, 130 円	391,994 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(26年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	∜π.	宁東 廿砳	人	%	円	円
1	級	主事、技師	564	13. 1	135, 600	243, 700
2	級	主事、技師	人	%	円	円
	形义	土争、仅即	372	8.7	185, 800	307, 800
3	級	-	人	%	円	円
3	形义	主査、係長	976	22. 7	222, 900	354, 700
4	(e)	主幹	人	%	円	円
4	級	土料	1, 157	27. 0	261, 900	388, 300
_	級	%托→松	人	%	円	円
5	形义	総括主幹	680	15.8	289, 200	400,600
6	級	副参事	人	%	円	円
O	形义	則少尹	309	7. 2	320, 600	422,600
7	級	課長	人	%	円	円
′	19/2	床以	148	3. 4	366, 200	456, 200
8	級	次長	人	%	円	円
0	19/2		54	1.3	413,000	478, 200
9	級	部長	人	%	円	円
Э	孙又	प्रपान	32	0.7	464, 600	537, 700
1 0	級		人	%	円	円
1 0	形义		0	0.0	529, 500	570, 100

- (注) 1 青森県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

青森!	果	国
1人当たり平均支給額(25年月	隻)	
	1,497 千円	_
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)
期末手当	勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.5 月分	1.35 月分	2.6 月分 1.35 月分
(1.4) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等に ・ 役職加算 5 ~ 20% ・ 管理職加算 10 ~ 25%	よる加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ~ 20% ・ 管理職加算 10 ~ 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成18年度から全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

(= <i>)</i> (= <i>)</i> (<i>)</i>	青森 県							
	青森児	₹			玉			
・基本額				・基本額				
(支給率)	自己都合	勧奨・定年		(支給率)	自己都合	勧步	愛・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月	分	勤続20年	21.62	月分	27. 025	月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月	分	勤続25年	30.82	月分	36. 570	月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月	分	勤続35年	43.70	月分	52. 44	月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月	分	最高限度額	52. 44	月分	52. 44	月分
・調整額				・調整額				
	区分に応じて定め た額(月額0円~7		り調整	職員の在職の区分 を合計した額(J			60月分の調	整月額
その他の加算技	昔置 定年前早期	退職特例措置		その他の加算措置	置 定年	F 前早期	退職特例措	置
	$(2\% \sim 20)$	%加算)			(3	% ∼ 45	%加算)	
(退職時特別昇	昇給 制度な	:し)						
1人当たり平均支	反給額 自己都合	5, 0	79千円					
	勧奨·定年	23, 2	36千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当 (26年4月1日現在)

支給事		40,542 千円]		
支給職員1人当た	り平均支給年額(25年度決算)		750,778 千円]
支給対象地域	支給対象職員数	支約	李	国の制度(支給	率)
東京都特別区	26 人		18 %	18	%
大阪市	3 人		15 %	15	%
医師	14 人		15 %	15	%
名古屋市	4 人		12 %	12	%
福岡市	3 人		10 %	10	%
仙台市	3 人		6 %	6	%
札幌市	3 人		3 %	3	%
多賀城市	1 人		3 %	3	%
平均	7支給率		15 %	15	%

⁽注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、 国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4)特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)					1,227,144 千円	
支給職員1人当たり平均	的支給年額(25年度決算)	141,035 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)				46. 4 %		
手当の種類 (手当数)					19	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価	
県税事務手当	税務課又は地域県民局 の県税部に勤務する職 員	出張して納税義務: 及び地方公共団体 く。)と直接接して行 調査、検査、徴収、 分又は犯則取締に 務	等を除 う県税の 滞納処	1,261 千円	日額 600円	
感染症等防疫作業手当	本務として防疫作業に 従事する職員のほか、こ れと同一の場所、時期、 条件等において防疫作 業に従事するその他の 職員	(1)感染症が発生し 生するおそれがある おいて、感染症患れ 護又は感染症の病 付着等の物件の処 (2)家畜伝染病が発 は発生するおそれた 合において、家畜伝 病菌を有する家畜 る防疫作業	る場合に 数等のの 理作業 注し、る場 で、 、場の の、 のの。 は、 のの。 は、 のの。 は、 のの。 は、 のの。 は、 のの。 は、 のの。 は、 のの。 は、 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの	23 千円	日額 300円	
福祉業務手当	(1)福祉事務所にはおいて (1)福祉事務所には (1)福祉事務所に (1)福祉事務所員所 (1) 個別 (1)	(1)生産の大学では、 相置では、 は、 は	者問、法はを調(談のに)に「措問調(接は「ご女に害目行)導(以話)情律に又し調の育訪査(、業関(関)置し査(接指)く子基者談う(等)し支)神第よは面査規成問の(調務す)す)をし査(見導)「又づの所指)の て援(障29精を接の)のし業 る る る	16,451 千円	(1) 左記 (2)~(4)、(8)(9)の業務に従事することを常例とする職員 月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額600円) (2) 左記 (10) の業務に従事することを常例とする職員 月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額900円) (3) 上記 (1) 及び (2) 以外の職員のうち、左記 (1)~(6)、(8) (10) (11) の業務に従事した職員 日額 600円 (4) 上記 (1) 及び (2) 以外の職員のうち左記 (7) の業務に従事した職員 日額 300円	

職業訓練指導員手当	職業能力開発校又は障害者職業能力開発校に 事者職業能力開発校に 勤務する職業訓練指導 員(管理職手当の支給 を受ける職員を除く。)	職業訓練	9,204 千円	月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額900円)
診療手当	地域県民局の地域健康 福祉部、環境保健セン ター、精神保健福祉セ ンター、あすなろ医療療 育センター及びさわらび 医療療育センターにお いて医師又は歯科医師 として医療に従事する職 員		8,328 千円	支給額=基準額+加算額 基準額 32,000~80,000円 加算額 あすなろ医療療育センター所 長、さわらび医療療育センター 所長が、救急患者又は入院患 者の病状の急変等により、正規 の勤務時間外に出勤し、当該患 者の診療に従事した場合の勤務 1回につき1,620円として計算し た額
危険作業手当	工業振興課、地域県民 局の地域農林水産部及 び地域整備部、空港管 理事務所に勤務する職 員	(1)地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な 箇所における作業 (2)坑内における作業 (3)11月から翌年4月までの 期間内において、滑走路の 摩擦係数を測定する作業	130 千円	日額 300円
衛生検査手当	(1) 地域県民局の地域健康福祉部、保健所区は食肉衛生検査所に勤務する職員(食肉衛生を検査手当を受ける者を除く。) (2) 環境保健センター又は原子力センターに勤務し、研究・研究・職員以外の適用を受ける職員以外の職員以外の職員	(1) 寄生虫若しくは寄生虫卵 又は結核菌その他の病原体 の検索又は調査の作業 (2) 健康を害するおそれのあ る有害ガスの発生を伴う化 学的検査の作業	3,071 千円	(1)(1)又は(2)の作業に従事する ことを常例とする職員 月額 6,300円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額300円) (2)(1)又は(2)の作業に従事する ことを常例としない職員 日額 300円
夜間看護手当	あすなろ医療療育セン ター又はさわらび医療 療育センターの病棟に 勤務する看護師又は准 看護師	正規の勤務時間による勤務 の一部又は全部が深夜(午 後10時後翌日の午前5時前 の間)において行われる看護 等の業務	6,382 千円	勤務1回につき 1,600円
放射線取扱手当	地域県民局、保健所、 あすなろ医療療育セン ター、さわらび医療療育 センターに勤務する診 療放射線技師又は診療 エックス線技師	月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則第30条の18第2項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合	0 千円	支給要件に該当することとなっ た月1月につき 6,300円
食肉衛生検査手当	食肉衛生検査所に勤務 する職員	獣畜のと殺若しくは解体の 検査又は食鳥検査の業務	10,414 千円	(1) 左記の業務に従事することを 常例とする職員 支給額 月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額900円) (2)(1)以外の職員が左記の業務 に従事した場合 日額 900円 (月額の衛生検査手当の支給を 受ける職員については600円)

狂犬病予防等作業手当	(1)狂犬病予防員等である職員 (2)動物愛護センターに 勤務する職員	(1)左記(1)の職員が、狂犬病予防法等の規定による犬の捕獲、犬又はねこの処分等の作業に従事したとき(2)左記(2)の職員が、犬若しくはねこの捕獲(引取のための捕獲を含む。)若しくは収容又は収容した犬若しくはねこの殺処分の作業	318 千円	日額 300円
病害虫防除手当	病害虫防除所に勤務する職員	植物防疫法第32条第4項に 規定する事務のうち、有害 動物又は有害植物の発生を 予察するための現地調査	153 千円	日額 300円
家畜診療手当	地域県民局の地域農林 水産部家畜保健衛生所 に勤務する獣医師の資 格を有する職員	家畜の診療、家畜の病性の 検査若しくは鑑定又は家畜 伝染病の予防若しくは防疫 に関する業務	7,706 千円	月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額600円)
用地買収交渉等手当	農村整備課、監理課、 地域県民局の地域農林 水産部及び地域整備部 又は学校施設課に勤務 する職員	用地買収に係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務(国、地方公共団体等との交渉を除く。)	557 千円	日額 300円
犯則取締等手当	(1)医療薬務課に勤務 する職員 (2)水産振興課に勤務 する職員 (3)病害虫病除所に勤 務する職員	(1)左記(1)の職員が、麻薬 及び向精神薬取締法第54 条第5項に規定する職務 で、前法警察員として行う職務 で、のうち捜査(事務的速程)として行う職務 除く。)又は被疑職員が、企業 (2)左記(2)の職疑いの行うに 関係法規。違反海上でも強力が、 具って、証拠の検的、 具って、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	262 千円	日額 600円

公害等調査手当	(1) 環境政策課、原子力 安全対策課又は県境再 生対策室に勤務する職 員 (2) 地域県民局の地域 連携部、環境保健セン ター又は原子力セン ターに勤務する職員で、 月額の衛生検査手当を 受ける者以外の職員	(1)左記(1)及び(2)の職員が、出張して行うばい煙、ふんじん、ガス、臭気、水質、活水、廃液、騒音、振動、土壌等の検査若しくは測定と関する工場等における技術指導の業務(2)左記(2)のうち地域県民局の地域連携部の職員が、検査室において行う健康を害する恐れのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の業務(3)環境政策課、県境再生対策室又は地職県民が、関ラの処理及び清掃に以関うの発発の処理及び清掃に入廃棄物の処理及び清掃に入廃棄物の処理及び清掃に入廃棄物の処理及び清掃による資産がの処理及び清掃に入廃棄物の処理及び清掃に入廃棄物の処理及び清掃に入廃棄物の処理及び清掃に入廃棄物の処理及び清掃に入験者の業務のうち、帳簿	632 千円	日額 300円
実習指導手当	(1)消防学校に勤務する職員(2)営農大学校に勤務する職員のうち、校長、教頭及び総務課の職員以外の職員	(1)左記(1)の職員が、地上 10メートル以上の高所において救助又は消火活動の訓練に従事する業務 (2)左記(2)の職員が、機械・器具等を使用して実技を通して農業に関する実習に従事等の業務で、次に掲げる業務室又は実験室で行う業務 ② 正規の勤務時間外に行う動物の飼育又は機械、器具等の維持及び管理の業務 ③監督業務又は引率業務	293 千円	(1)(1)の業務に従事する職員 日額 300円 (2)(2)の業務に従事することを 常例とする職員 月額 6,300円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等について は日額300円) (3)(2)の業務に従事することを 常例としない職員 日額 300円
実習指導補助手当	営農大学校に勤務する 職員(総務課の職員を除 く。)	実習指導手当の支給対象 業務の補助業務	176 千円	日額 300円
災害応急作業等手当	(1) 地域県民局の地域 農林水産部及び地域整 備部又は空港管理事務 所に勤務する職員 (2)防災消防課に勤務す る職員 (3)右記(3)の業務に従事 する職員	(1)左記(1)の職員が、豪雨 等異常な自然現象により重 大な災害が発生し、河川等 にないて行う、急に選別に 急作業のた急作業のため の災害状況の職直 はないて行う、急症 (2) 左記(2) 大連 が発生した場合において行項 は高圧ガスによいて行り 、火薬類及は高圧が多くにないで が発生した場合といて行り 、火薬類取締法第43条第1項の が発生した場合とないで 、災害の 、火薬類取締法第43条第1項の 、火薬類取締 、大変類 、大変類 、大変類 、大変類 、大変類 、大変類 、大変類 、大変類	0 千円	(1)の作業 ① 巡回監視 300円 (作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、600円) ② 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 600円 (作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、900円) (2)の作業 日額 300円 (3)の作業 搭乗時間1時間につき 1,900円 (飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、搭乗時間1時間につき2,470円)

職員の特殊勤務手 当に関する条例 (昭和26年7月17 日青森県条例第39 号)第18条第1項 に掲げる号	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
第1号(教員特殊業務手当)	学校職員のうち、教頭、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、	(1) 次に掲げる学校管理下において行う業務 ① 非常災害時における児童若しくは生徒の保護旧の業務 ② 規等には生徒の大きな人間では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	514,267 千円	(1) ① 日額 6,400円 ② 日額 6,000円 ③ 日額 6,000円 (2) 日額 3,400円 (3) 日額 3,400円 (4) 日額 2,400円
第2号(多学年学 級担当手当)	小学校又は中学校の2 以上の学年の児童又は 生徒で編制されている 学級を担当する教諭、 助教諭及び講師	当該学級における授業又は 指導 (1) 2の学年の児童又は生徒 で編制されている学級にお ける授業又は指導 (2) 3の学年の児童又は生徒 で編制されている学級にお ける授業又は指導	8,516 千円	(1) 日額 290円 (2) 日額 350円

	教諭のうち、教務その他 の教育に関する業務に ついての連絡調整及び 指導助言にあたる次表 に掲げる主任等の職務 を担当する教諭 【小学校】教務主任、学			
第3号(教育業務連絡指導手当)	年主任、研修主任、生徒指導主任【中学校】教務主任、学年主任、生徒指導主任【中学校】教務主任、生導主任、生導主任、生導主任、告等学校】教務主任、皇事、進路指事、進路指導、大変、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、	当該担当に係る業務	115,151 千円	日額 200円
第4号(特別支援 教育手当)		障害のある幼児、児童又は 生徒に対する授業又は指導	272,925 千円	月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額600円)
第5号(漁業実習 指導手当)	八戸水産高等学校の実 習船の乗組職員	次に掲げる漁業実習指導(1)遠洋漁業実習において 当該職員の職務に従事する 場合 (2)沿岸漁業実習(操業中 に限る。)において当該職員 の職務に従事する場合	4,454 千円	(1)遠洋漁業実習 ①航海中 日額 600円 ②操業中 日額 1,200円~ 5,280円 (2)沿岸漁業実習 操業中 日額 300円

警察職員の特殊勤務手当

職員の特殊勤務手 当に関する条例 (昭和26年7月17 日青森県条例第39 号)第19条第1項 に掲げる号	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
第1号(刑事警備作業手当)	警察官(管理職手当の 支給を受ける職員を除 く。)又は警察官以外の 警察職員	刑事警備作業	70,441 千円	日額 560円 (少年補導職員 日額340円)
第2号(警衛警護 手当)	警察本部長が指定する 警察官	側近警衛又は身辺警護の 作業	82 千円	(1)天皇又は皇后、皇太子、皇 太子妃、文仁親王若しくは悠仁 親王の警衛 日額 1,150円 (2)(1)に掲げる皇族以外の皇 族の警衛 日額 640円 (3)警護要則第2条に規定する 警護対象者の警護 日額 640円
第3号(犯罪鑑識作業手当)	警察官(管理職手当の 支給を受ける職員を除 く。)又は警察官以外の 警察職員	犯罪鑑識作業	5,496 千円	日額 560円 (もっぱら内勤作業に従事した場合は280円)
第4号(交通捜査取締等手当)	警察官(管理職手当の 支給を受ける職員を除 く。)又は警察官以外の 警察職員	交通捜査取締等	24,112 千円	(1)交通事件、違反等の捜査作業 日額 560円 (2)高速道路上における交通人 身事故等の捜査作業 日額 840円(日没時から日の出時までの間に従事する場合は 1,260円) (3)一般道路上における交通人 身事故等の捜査作業 日額 560円(日没時から日の出時までの間に従事する場合は 840円) (4)交通指導、取締りのため交通取締用自動二輪車を運転する作業 日額 560円 (5)交通指導、取締りのため交通取締用四輪車を運転する作業 日額 420円 (6)高速道路上における交通整理、交通取締り等の作業 日額 460円 (7)一般道路上における交通整 日額 460円 (7)一般道路上における交通整 日額 310円

第5号 (警ら作業 手当)	警察官	警ら、雑踏警備又は重要な 施設の警戒等の作業	43,974 千円	(1)交通の整理、犯罪の予防等のため無線警ら車を運転する作業 日額 420円 (2)犯罪の予防等のために行う警ら作業、祭り等における雑踏警備又は重要な施設の警戒等を行う作業 日額 340円
第6号(看守護送手当)	警察官(管理職手当の 支給を受ける職員を除 く。)又は警察官以外の 警察職員	被疑者及び被告人等の看守又は護送作業	7,228 千円	日額 280円
第7号(死体取扱 手当)	所の総括研究管理官及	死体の検視、見分又は検証等に当たって死体に接触して行う作業又は死体解剖補助作業	31,099 千円	死体一体につき 1,600円 (死体解剖補助作業に従事した 場合又は死体解剖補助作業以 外の心身に著しい負担を与える と認められる作業で人事委員会 が別に定めるものに従事したとき は3,200円)
第8号(夜間特殊 業務手当)	交代制勤務を行う警察 職員	正規の勤務時間による勤務 の一部又は全部が深夜(午 後10時後翌日午前5時前の 間)において行われる警ら、 警備、看守等の業務	47,308 千円	1回 730円 (深夜における勤務時間が2時間 未満の場合は410円)

第9号(爆発物等如理作業手当)	理班員以外の警察職員 (2)警察本部の保安	(1) には(1) の職又(1) の職又(2) のおきに、(2) の職又(2) のおりない。 (2) の職又(2) の場で、(2) の職又(2) の場で、(2) の事で、(2) の事で、(2) の事で、(2) の事で、(2) をいまして、(2) の事で、(2) をいまして、(2) の事で、(2) をいまして、(2) の事で、(2) をいまして、(3) をいまして、(3) をいまして、(3) をいまして、(4) の事で、(5) の事で、(6) の事で、(6) の事で、(6) の事で、(6) の事で、(7) の事で、(8) の事で、(8) の事で、(8) の事で、(8) の事で、(8) の事で、(8) の事で、(9) の事で、(9) の事で、(1) の事で、(1) の事で、(1) の事で、(1) の事で、(1) の事で、(2) の事で、(2) の事で、(3) を記さ、(3) を記さ、(4) の事で、(4) の事で、(5) の事で、(5) の事で、(5) の事で、(6) の	20 千円	(1)(1)に掲げる作業 作業1回につき 5,200円(2以上の作業に従事したとしても、容疑物件1個については、作業1回とする。) (2)(2)①①に掲げる作業日額 2,600円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は4,600円) (3)(2)②に掲げる作業日額 250円 (4)(3)に掲げる作業日額 300円
第10号(潜水作業 手当)	警察職員	人命救助、捜索等のために 潜水器具を着用して潜水作 業	14 千円	20mまで 1時間 310円 30mまで " 780円 30mを超えるとき " 1,500円

	1	<u> </u>		
第11号(緊急作業手当)	警察官(管理職手当の 支給を受ける職員を除 く。)又は警察官以外の 警察職員	正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次に掲げる作業に従事したとき(勤務公署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。)でその従事する時間帯の一部又は全部が夜間(午後9時後翌日午前5時前の間)であるとき(1) 刑事警備作業(2) 警衛警護衛作業(3) 犯罪鑑識作業(4) 交通捜査取締等作業(5) 看守護送作業(6) 爆発物等処理作業	2,758 千円	作業1回につき 1,240円
第12号(航空手当)	次に掲げる警察職員等 ①航空法第24条に規定 する事業用操縦士の資格を 有する職員 ②航空法第24条に規足 する一等航空整備士の資 格を有する職員	る業務 ① 回転翼航空機の操縦業務 ② 回転翼航空機の整備業務	6,861 千円	(1)の業務 ①の職員 月額 30,000円 ②の職員 月額 10,000円 ②の職員 月額 10,000円 (2)の業務 ①の作業 搭乗時間1時間につき 5,100円 (日没時から日の出時までの間に行う場合、飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合(1年で行われる場合(1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、
第13号(災害応 急警備等手当)	警察職員	(1)豪雨等異常な自然現象若しくは大規模な火事等により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は心身下著しい負担を与えると人事委員会の認め作業(2)山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索又は救助	2,990 千円	(1)(警戒区域外) 日額 840円 (警戒区域内) 日額 1,680円 (2)(2)の作業 日額 560円

第14号(核物質輸送警備手当)	警察官	核物質の防護に関する条約 附属書 I の2の(b)に規定する第1群の核物質を輸送する第1群の核物質を輸送する車両に追従し、又は先導して行う警備作業	7 千円	日額 640円
第15号(銃器犯 罪捜査手当)	警察職員	(1) 銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人逮捕等の業務(2)(1)の業務に付随して行われる現場配置の業務(3) 銃器を所持する犯人の逮捕の業務(4)(3)の業務に付随して行われる現場配置の業務(5) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の業務(6)暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の業務	2 千円	(1) 日額 1,640円 (2) 〃 1,100円 (3) 〃 1,100円 (4) 〃 820円 (5) 〃 820円 (6) 〃 820円
第16号(海上警備手当)	警察用船舶に乗り組む 海事職給料表の適用を 受ける警察職員	次に掲げる業務又はその補助業務 (1)違法事犯の警戒・取締活動業務 (2)違法船舶又はその疑いのある船舶の追跡業務 (3)犯罪の捜査活動業務 (4)人事委員会が承認する業務	246 千円	日額 500円
第17号(用地買収交渉等手当)	警察本部会計課に勤務 する警察職員及び警察 署において会計事務に 従事する職員	用地買収又は事業の施行 により生ずる損失の補償に 係る交渉の業務(国、地方 公共団体等との交渉を除 く。)に従事したとき	0 千円	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	2,867,190 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	143 千円
支給実績(24年度決算)	2,828,668 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	148 千円

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを挟養している場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目 6,500円(配偶者がいない場合11,000円) 2人目以降1人につき 6,500円 子が満16歳~22歳の加算 5,000円	同		2,072,258 千円	226,032 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通 機関利用の場合 最高 55,000円 (ただし、青い森鉄道利用者 は最高70,000円) 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	異なる	自家用車など利用の場合の最高(国は、 24,500円)、 青い森者の最高額	1,628,129 千円	109,351 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 借家、借間の場合 最高 27,000円	间		1,386,247 千円	313,631 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居 して単身で生活することとなっ た場合に支給されます。 最高 68,000円	同		222,200 千円	310,335 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支 給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11~3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		1,243,476 千円	66,468 円

特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(県内2~12%)	同	16,128 千円	108,242 円
へき地手当等	へき地学校等に勤務する職員に対して支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(県内2~12%)		149,192 千円	202,157 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜 (午後10時~午前5時)に勤 務することを命ぜられた職員 に支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの 給与額×25/100×勤務時間 数	同	106,087 千円	160,011 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務 時間中に勤務することを命ぜ られた職員に支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの 給与額×135/100×勤務時 間数	同	334,705 千円	338,086 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間 及び休日等に、本来の勤務 に従事しないで宿直勤務又 は日直勤務をした場合に支 給されます。 1日勤務の場合 一般 4,200円 特殊 5,100~20,000円	同	643,768 千円	386,184 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員のうち、人事委員会規則 で指定するものに支給されま す。 支給額=31,700~139,300円	同	1,209,511 千円	669,718 円
管理職員特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき最高 12,000円	同	12,420 千円	276,000 円

初任給調整手当	医師、獣医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による 欠員の補充が困難な職に採 用され又は異動した職員に支 給されます。 最高 410,900円	異なる	獣医師が支 給対象と なっている。	39,060 千円	710,182 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する専門の事項等について調査研究を行うとともに、農業、林業又は水産業に従事する者に接して、これらに関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給されます。 支給額 月額 12,600円			24,691 千円	151,479 円
義務教育等教員特 別手当	義務教育諸学校及び高等学校等の教育職員に支給されます。 最高 11,700円			798,758 千円	73,768 円
産業教育手当	高等学校における農業、水産、工業又は電波に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に支給されます。 支給額 月額 12,600円			64,312 千円	175,237 円
定時制通信教育手当	県立又は市町村立の高等学校で、定時制又は通信制の 課程を置くものの教員に支給 されます。 支給額 月額 12,600円			27,538 千円	208,621 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国等の職員の派遣を受ける場合に、当該派遣された職員に支給されます。 1日につき最高 6,620円			0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

	区	分			給 料	月	額 等	
給	知		事		1, 016, 000	円	(1,270,000 円)
料	副	知	事		873, 000	円	(970,000 円)
議	議		長		864, 500	円	(910,000 円)
議員報	副	議	長		777, 600	円	(810,000 円)
酬	議		員		756, 600	円	(780,000 円)
	知		事	(25年度支給割合)				
期	副	知	事		2.85 月分	}		
末手当	議		長	(25年度支給割合)				
当	副	議	長		2.85 月分	}		
	議		員					
退				(算定方式)		(1期	の手当額)	(支給時期)
退職手	知		事	1,016,000円×在職月数×0.8		39, 0	14,400 円	(任期毎)
当	副	知	事	873,000円×在職月数×0.5		20, 9	52,000 円	(任期毎)

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	<i>(</i> / √ √ √ −				
区 分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	24年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
25年度	千円	千円	千円	%	%
	702,813	173,817	162,113	23.0	24.8

区 分	職員数	ř	給	与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	18	72,287	14,326	25,287	111,900	6,216

⁽注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

【一般職】

国の要請等を踏まえた減額措置の取	減額実施期間				
全職員	給料等の9.71%~4.71%削減				
	期末・勤勉手当の7.18%削減	平成25年7月~平成26年3月			
管理職の職員	管理職手当の10%削減				
抑制済又は減額措置の内容					
管理職の職員	給料の5%~3%削減	平成21年4月~平成25年6月			

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
青 森 県	50.9 歳	334,662 円	518,055 円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青森県公営企業職	青森県一般行政職		
1人当たり平均支給額(25年度)	1人当たり平均支給額(25年度)		
1,404 千円	1,497 千円		
(25年度支給割合)	(24年度支給割合)		
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当		
2.5 月分 1.35月分	2.5 月分 1.35 月分		
(再任用職員はいない。)	(1.4月分) (0.65月分)		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10~25%	・管理職加算 10~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

² 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

青森県公営企業職		青森県一般行政職			
•基本額			•基本額		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨•定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
・調整額			•調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~79,200円)		職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を 合計した額(月額0円~79,200円)			
その他の加算措置	定年前早期记	退職特例措置	その他の加算措置	定年前早期	引退職特例措置
(2% ~ 20%加算)		(2% ~ 20%加算)			
(退職時特別昇給	制度なし)		(退職時特別昇給 制	度なし)	
1人当たり平均支給額	自己都合	0 千円	1人当たり平均支給額 自	1己都合	5,079 千円
	勧奨•定年	0 千円	勧	加奨・定年	23,236 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在) 該当者なし

工 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)					0.3	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)					300	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)					5.5	%
手当の種類(手当数)			1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支約	合単価
企業職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員等	活線近接作業等		0.3 千円	日額 300円~600円	

支給実績(25年度決算)	7,148 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	397 千円
支給実績(24年度決算)	7,007 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	389 千円

⁽注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目6,500~11,000円 2人目以降1人につき 6,500円 子が満16歳~22歳の加算 5,000円	回	1	3,230 千円	248,461 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機 関利用の場合 最高55,000円 (ただし、青い森鉄道利用者 は最高70,000円) 自家用車など利用の場合 最高46,000円	同	-	3,209 千円	246,861 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されます。 借家、借間の場合 最高27,000円	回	i	1,194 千円	298,500 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居 して単身で生活することとなっ た場合に支給されます。 最高68,000円	同	-	696 千円	348,000 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11~3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主17,800円 扶養親族がない場合 世帯主10,200円 その他 7,360円	同	_	1,229 千円	76,837 円

特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(県内2~12%)	同	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員のうち、人事委員会規則 で指定するものに支給されま す。 支給額=31,700~139,300円	同	1	689 千円	688,860 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。 勤務1回につき最高12,000円	同	-	0 千円	0 円
初任給調整手当	医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。 最高306,000円	同	-	0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

アー決算

	777				
区 分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	24年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
25年度	千円	千円	千円	%	%
	22,476,710	136,016	9,719,209	43.2	45.2

区分	職員数	ř	給	与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	1,047	3,860,628	1,755,007	1,304,889	6,920,524	6,610

イ 特記事項

(給与減額の状況)

【一般職】

国の要請等を踏まえた減額措置の取	減額実施期間				
全職員	給料等の9.71%~4.71%削減				
	期末・勤勉手当の7.18%削減	平成25年7月~平成26年3月			
管理職の職員	管理職手当の10%削減				
抑制済又は減額措置の内容					
管理職の職員 給料の5%~3%削減		平成21年4月~平成25年6月			

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

平 均 年 齢	基本給	平均月収額
43.0 歳	520,227 円	1,316,149 円
35.5 歳	268,032 円	420,965 円
43.8 歳	313,623 円	498,203 円
51.2 歳	341,254 円	503,898 円
	平 均 年 齢 43.0 歳 35.5 歳 43.8 歳	平均年齢 基本給 43.0歳 520,227円 35.5歳 268,032円 43.8歳 313,623円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

⁽注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

③ 職員の手当の状況 ア 期末手当・勤勉手当

青森県病院局	青森県一般行政職
1人当たり平均支給額(25年度)	1人当たり平均支給額(25年度)
1,210 千円	1,497 千円
(25年度支給割合)	(25年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.5 月分 1.35 月分	2.5 月分 1.35 月分
(1.4月分) (0.65月分)	(1.4月分) (0.65月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%
・管理職加算 10~25%	・管理職加算 10~25%

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

	青森県病院局		青森県一般行政職			
・基本額			•基本額			
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	(支給率) 自己都合 勧奨・定年			
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分			
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分			
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分			
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分			
•調整額			•調整額			
職員の在職の区分に 額を合計した額(月額		60月分の調整月	職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を 合計した額(月額0円~79,200円)			
その他の加算措置	定年前早期	退職特例措置	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			
	$(2\% \sim 20\%)$	口算)	(2% ~ 20%加算)			
(退職時特別昇給 制	度なし)		(退職時特別昇給 制度なし)			
1人当たり平均支給額	自己都合	1,335 千円	1人当たり平均支給額 自己都合 5,079 千円			
	勧奨•定年	22,538 千円	勧奨·定年 23,236 千円			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)				128,281 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)				879,648 円
支給対象地域 支給対象職員数			合率	国の制度(支給率)
医師 146 人			15 %	15 %
平均支給率			15 %	15 %

⁽注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、 国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

工 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			250,198 千円			
支給職員1人当たり平均支			313,204 円			
職員全体に占める手当支	給職員の割合(25年度)		75.5 %			
手当の種類(手当数)	1				6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価	
診療手当	医師又は歯科医師として医療に従事する職員	医療		162,878 千円	支急の病院等している。 大きの病院の病院の病院の病院の病院の病院の病院の病院の病院の病院の病院の病院の病院の	

放射線取扱作業等手当	放射線取扱作業に従事する診療放射線技師、臨床工学技士、看護師工程看護師	(1) かかっというでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなが、大きなでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	3,535 千円	(1) 左記の業務に従事することを常例とする職員 月額6,300円 (一の月において、左記の業務 に従事した日が15日未満の場 合は日額300円) (2) (1)以外の職員 日額300円
臨床検査手当	臨床検査技師又は衛生検査技師	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)に汚染された検体を直接取り扱う業務(2) 危険な病原体に汚染色の物件を直接取り扱う業務(3) 健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う科学的検査の業務	2,548 千円	勤務1回につき 1,600円

夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又 は准看護師	正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が 深夜(午後10時後翌日 の午前5時前の間)にお いて行われる看護等の 業務	85,886 千円	搭乗した時間1時間につき 1,900円 (飛行中の回転翼航空機から降 下して行う業務又はその補助業 務に従事した場合は、1時間に つき2,470円)
回転翼航空機搭乗手当	ドクターへリに搭乗する職 員	ドクターへリに搭乗して 行う救急の医療、患者の 介助、搬送等の業務	648 千円	勤務1回につき 1,620円
待機呼出手当	救急患者等に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員(病院局医療職給料表(二)又は病院局医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)	時間において、緊急の 呼出により出勤し、救急 医療等の業務に1時間	922 千円	勤務1回につき 1,620円

才 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	571,042 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	618 千円
支給実績(24年度決算)	550,293 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	620 千円

⁽注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

² 平成19年4月1日から地方公営企業法を全部適用している。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを挟養している場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目6,500~11,000円 2人目以降1人につき 6,500円 子が満16歳~22歳の加算 5,000円	同	1	71,750 千円	205,490 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機 関利用の場合 最高55,000円 (ただし、青い森鉄道利用者 は最高70,000円) 自家用車など利用の場合 最高46,000円	同	_	58,751 千円	87,288 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されます。 借家、借間の場合 最高27,000円	同	_	118,113 千円	302,921 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居 して単身で生活することとなっ た場合に支給されます。 最高68,000円	同	-	1,680 千円	420,000 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11~3月までの5ヶ月間 挟養親族がある場合 世帯主17,800円 挟養親族がない場合 世帯主10,200円 その他 7,360円	同	_	62,247 千円	58,548 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜 (午後10時~午前5時)に勤務 することを命ぜられた職員に 支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの 給与額×25/100×勤務時間 数	同	_	78,822 千円	127,596 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間 及び休日等に、本来の勤務に 従事しないで宿直勤務又は 日直勤務をした場合に支給さ れます。 1日勤務の場合 一般 6,500円 医師 20,000円	同	-	89,199 千円	661,141 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に支給されます。 支給額=51,900円 ~130,300円	同	I	57,644 千円	912,573 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。 勤務1回につき最高12,000円	回	-	9,021 千円	385,270 円
初任給調整手当	医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。 最高306,000円	同	-	473,625 千円	3,262,632 円

(空白ページ)

Ⅲ 勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況

(1) 通常の勤務時間

職員の通常の勤務時間は、次のとおりです。

(H26.4.1 現在)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	勤務時間
8:30	17:15	12:00~13:00	7時間45分

- (注) 1 勤務の性質上、特別の勤務時間の割振りをしている場合等は、この限りではない。
 - 2 県立学校等では、各校の事情に応じて、それぞれ勤務時間が定められている。
 - 3 育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員について、公務の運営に支障がない場合には、休憩時間を12:00~12:45 とし、勤務時間の終了時刻を15分繰り上げることを認めている。(病院局、警察本部を除く。以下、(2)及び(3)において同じ。)

(2) 早出遅出勤務

育児又は介護を行う職員で、一定の要件を満たす場合は、早出又は遅出勤務を利用することができますが、その勤務時間は次のとおりです。

【早出勤務】 午前8時 ~ 午後4時45分

【遅出勤務】 午前9時15分~ 午後6時00分

(休憩時間は、(1) の場合と同様です。)

また、平成25年度における利用状況は次のとおりです。

(H25. 4. 1~H26. 3. 31)

区人	利用者	左の	内訳	備考	
区分	実人数	早出勤務 遅出勤務		佣布	
育児を行う職員	27人	17人	10人	早出:男2人、女15人	
(未就学児)	21人	1 7 八	10人	遅出:男6人、女4人	
育児を行う職員	3 人	3人	0 1	早出:男1人、女2人	
(就学児(学童保育))	3八	3八	0 八	平山、ガエバ、ダンバ	
介護を行う職員	3人	1 1	2人	早出:男1人	
月 唆で11 7 戦員	3人	1人	乙八	遅出:男2人	

(3) 時差出勤

(1)及び(2)の勤務時間のほか、次のとおり時差出勤を実施しています。(警察本部については、平成25年度における実施内容を記載しています。)

【知事部局等、教育庁】

(H26.4.1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間		
A勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで		
B 勤務 (時差出勤)	午前8時15分から午後5時00分まで	午後0時から午後1時まで		
C 勤務 (時差出勤)	午前9時15分から午後6時00分まで	午後0時から午後1時まで		

<実施目的>

・ 知事部局等 : ① 遠距離通勤職員の通勤に係る負担の軽減 (通年)

② 冬期における交通の混雑の緩和 (1月~3月)

・ 教育庁 : ① 各種交通機関の混雑緩和による職員の通勤環境の向上 (通年)

② 職業生活と家庭生活との両立への支援 (通年)

【警察本部】

(H26.1.4~H26.3.31 実施)

区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
B 勤務 (時差出勤)	午前9時15分から午後6時00分まで	午後0時から午後1時まで

<実施目的>

青森市内における冬期間の交通渋滞緩和(1月~3月)

また、平成25年度における利用状況は次のとおりです。

 $(H25. 4. 1 \sim H26. 3. 31)$

実施機関	期間	区分	B勤務の利用者 実人数	C 勤務の利用者 実人数	計
	4~12月	遠距離通勤	59人	31人	90人
知事部局等 1~3月	遠距離通勤	54人	41人	95人	
	17~3月	交通混雑緩和	46人	23人	69人
教育庁	通年	_	94人	10人	104人
警察本部	1~3月	_	77人		77人

2 休暇

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇がありますが、それらの平成25年中(介護休暇については、平成25年度中)の取得状況については、次のとおりです。

(1) 年次休暇の取得状況

 $(H25. 1. 1 \sim H25. 12. 31)$

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
A	В	С	B/C	B/A
712, 038. 9 日	194, 182. 6 日	18, 419 人	10.5 日	27.3%

- (注) 1 対象職員には、派遣職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、期間中に育児 休業又は休職をした職員、調査対象期間の中途に採用された職員は含まない。
 - 2 半日は0.5日とし、時間数は7時間45分を1日に換算して計上している。

(2) 病気休暇の取得状況

(H25. 1. 1~H25. 12. 31)

取得者実人数	取得実績(延べ)			
以付有 关八剱	日数	時間数		
2, 305 人	31, 486. 0 日	10, 954 時間		

- (注) 1 対象職員には、派遣職員及び再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員は含まない。 (以下、特別休暇、介護休暇及び育児休業等において同じ。)
 - 2 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は0.5日として計上している。

(3)特別休暇の取得状況

(H25. 1. 1∼H25. 12. 31)

種類		取得者	取得実績	(延べ)	
(H25. 4. 1 現在)	付与日数 (概要)	実人数	日数	時間数	
(日20.4.1 元仕)		(人)	(目)	(時間)	
選挙等休暇	必要と認められる期間	0	0	0	
証人等休暇	必要と認められる期間	6	15. 0	24	
骨髄移植等休暇	必要と認められる期間	2	6. 5	0	
ボランティア休暇	7 目	4	3.0	4	
結婚休暇	連続7日	192	1, 094. 0	6	
妊婦の業務軽減等休暇	必要と認められる期間	1		7	
妊婦の未務軽減等が暇	(適宜の休息又は補食)	1	_	7	
妊婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間	3	_	57	
対策のと思うが変化が収	(1日1時間以内)	ა	_	57	
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	125	187. 5	857	
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)	197	7, 818. 0	0	
産後休暇	8週間	208	8, 285. 0	0	
育児休暇	1日2回、各60分以内	76	-	5, 272	
生理休暇	必要な期間	38	74. 0	74	
配偶者出産休暇	3 日	225	397. 0	330	
育児参加休暇	5 日	53	108.3	141	
子の看護休暇	5日 (2人以上は10日)	1,682	3, 121. 5	10, 639	
短期介護休暇	5日 (2人以上は10日)	181	441.0	1, 241	
服忌休暇	1日~連続 10 日	2, 463	6, 368. 9	505	
祭日休暇	1日	335	371. 5	125	
夏季休暇	4日	18, 566	72, 018. 0	382	
現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間	4	4.0	2	
出勤困難休暇	必要と認められる期間	194	19. 5	702	
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	0	0.0	0	

⁽注) 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは 「時間数」に計上している。なお、半日は0.5日とし、30分は1時間として計上している。

(4) 介護休暇の取得状況

(H25. 4. 1~H26. 3. 31)

	介護休暇	要介護者数 (人)								
	取得者数 (人)	計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	16	16	2	6	6	2	0	0	0	0
計	18	18	3	7	6	2	0	0	0	0

【取得形式別】

	休暇の取得形式別 (人)						
	計	全日型中心	時間型中心	その他			
男性職員	2	2	0	0			
女性職員	16	15	1	0			
計	18	17	1	0			

【承認期間別】

	介護休暇承認期間別 (人)							
=	크 나	1 月以下	1月超え	2月超え	3月超え	4月超え	5 日初ら	
	計	計 1月以下	2月以下	3月以下	4月以下	5月以下	5月超え	
男性職員	2	0	0	1	0	0	1	
女性職員	16	4	2	2	1	1	6	
計	18	4	2	3	1	1	7	

(注) 介護休暇取得者数については、平成 25 年度中に介護休暇を取得開始した職員数を計上しており、前年度から引き続き取得中の職員は含まない。

3 育児休業等の取得状況

(1) 育児休業の取得状況

育児休業の平成25年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児休業取得者数 (人)						
	平成 25 年度新規取得者	前年度から取得中の者					
男性職員	4	0					
女性職員	195	265					
計	199	265					

【承認期間別】

	育児休業承認期間別(平成 25 年度新規取得者) (人)							
6月以下	6 H N T	6月超え	1年超え	1年6月超え	2年超え	2年6月超え	計	
	1年以下	1年6月以下	2年以下	2年6月以下	2年0月起え			
男性職員	3	0	1	0	0	0	4	
女性職員	14	74	67	26	5	9	195	
計	17	74	68	26	5	9	199	

また、平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(前年度に取得可能となった職員を除く。)と、そのうち実際に取得した職員数との対比は次のとおりです。

	平成 25 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (人)						
	(育児休業対象者数) うち育児休業取得者数						
男性職員	325	3 (0.9%)					
女性職員	192	192 (100.0%)					
計	517	195 (37.7%)					

(男性職員) 当該年度中に子が生まれた者

(女性職員) 当該年度中に育児休業を取得できる状態となった者 (産後休暇中の者を除く。)

(2) 部分休業の取得状況

部分休業の平成25年度中の取得状況は、次のとおりです。

	部分休業取得者数 (人)						
	平成 25 年度新規取得者 前年度から取得中						
男性職員	0	0					
女性職員	9	16					
計	9	16					

【承認期間別】

	部分休業承認期間別(平成 25 年度新規取得者) (人)						
1年以下	1年超え	2年超え	3年超え	4年超え	5年超え	計	
	1年以下	2年以下	3年以下	4年以下	5年以下	3 平旭ん	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	9	0	0	0	0	0	9
計	9	0	0	0	0	0	9

(3) 育児短時間勤務の取得状況

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分の短時間勤務を可能とするものですが、平成 25 年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児短時間勤務取得者数 (人)						
	平成 25 年度新規取得者	前年度から取得中の者					
男性職員	0	0					
女性職員	0	3					
計	0	3					

4 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学等における修学のため、2年以内、1週間の勤務時間の2分の1以内の休業を可能とするものですが、平成25年度中の取得者はありませんでした。

5 高齢者部分休業の取得状況

高齢者部分休業は、定年退職日前5年以内の日から定年退職日までの期間における 1週間の勤務時間の2分の1以内の休業を可能とするものですが、平成25年度中の取 得者はありませんでした。

6 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、大学等課程の履修 については2年以内、国際貢献活動については3年以内の休業を可能とするものです。 自己啓発等休業の平成25年度中の取得状況は、次のとおりです。

	自己啓発等休業取得者数 (人)							
	平成 25 年度	新規取得者	前年度から取得中の者					
	大学等課程の履修 国際貢献活動 大学等課程の履修 国際		国際貢献活動					
男性職員	0	0	2	0				
女性職員	2	0	0	1				
計	2	0	2	1				

【取得種類別】

	自己啓発等休業取得種類別(平成 25 年度新規取得者) (人)							
	教育施設			奉仕活動			計	
	大学院	大学	外国の大	その他	JICA 等	姉妹都	その他	ΠI
	八子院	八子	学院・大学	-C V 7 作品	JICA 寺	市等	その力配	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	2	0	0	0	0	0	2
計	0	2	0	0	0	0	0	2

【承認期間別】

	自己啓発等休業承認	計		
	1年以下	1年超え2年以下	2年超え	百日
男性職員	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	2
計	1	1	0	2

(空白ページ)

Ⅳ 分限及び懲戒の状況

1 分限処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第28条の規定に基づき分限処分に付されることになりますが、平成25年度における分限処分の状況は次のとおりです。

処分の種類(延べ件数)		計			
処分事由	降任	免職	休職	降給	ĦΠ
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	1	0	256		257
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は	0	0			0
過員を生じた場合	0	0			U
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	1	0	256	0	257

2 懲戒処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第29条の規定に基づき懲戒処分に付されることになりますが、平成25年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

処分の種類(延べ件数)	懲戒処分 (件)					
処分事由	戒告	減給	停職	免職	計	
法令に違反した場合	0	3	0	0	3	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	7	7	1	1	16	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあ	18	10	1	9	31	
った場合	10	10	1	2	31	
計	25	20	2	3	50	

【具体的事由別】

	処分の種類(延べ件数)	懲戒処分 (件)				
具体	本的事由	戒告	減給	停職	免職	計
+	給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
本	一般服務違反関係	8	3	1	0	12
人の	一般非行関係	0	3	0	1	4
行	収賄等関係	0	0	0	1	1
為	道路交通法違反	17	9	1	1	28
网	小計	25	15	2	3	45
監督責任		0	5	0	0	5
	計	25	20	2	3	50

(注) 二以上の事由により懲戒処分が行われた場合は、主たる事由のみを計上している。

V 服務の状況

1 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第35条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、 当該義務が免除される場合(職専免)として、次の場合があります。

(H26.4.1 現在)

職専免が認められる場合

I 法律に特別な定めがある場合

(例) 地方公務員法(以下「法」という。)第55条第8項に規定された適法な交渉

Ⅱ 条例に特別な定めがある場合 《以下の1~3》

- 1 研修を受ける場合
- 2 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合

3 上記の他、人事委員会が定める場合 《以下の①~⑧》

- ① 特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- ② 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- ③ 法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
- ④ 法第 49 条の2の規定による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をし、及びその審理に 出頭する場合
- ⑤ 法第55条第11項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
- ⑥ 県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
- ⑦ 休職その他これに類するものとしての勤務しない事について特に認める規定による場合

⑧ 上記の他、人事委員会が特に認める場合 《以下のア~ケ》

- ア 大学の通信教育による夏期又は冬期面接授業を受講する場合(30日以内)
- イ 高等学校の通信制課程の長期面接授業に出席する場合(10 日以内)
- ウ 夜間制 2 年課程の看護婦養成所に在学する職員が、所定の実習授業を受講する場合(30 日以内)
- エ スポーツ競技大会等に役員等として参加する場合
- オ 青森県民駅伝競走大会に役員等として参加する場合
- カ 青年の船事業及び国際協力事業団の専門家派遣事業に参加する場合
- キ 家族を看護する場合(3日以内)
- ク 全国障害者スポーツ大会に役員等として参加する場合
- ケ 非常勤の消防団員として県内各市町村の消防団活動に従事する場合
- (注) ⑧の各場合 (ア〜ケ) については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合もある。また、これらは知事部局における取扱いであり、他の任命権者もおおむねこれに

ならっているが、一部を承認対象としていない場合もある。

2 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、人事委員会規則で次のとおり定められています。

(H26.4.1 現在)

- (1) 職務の遂行に支障がないこと
- (2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- (3) 地方公務員法の精神に反しないこと

また、平成25年度中の許可状況(新規の許可及び過年度の許可に係る更新)については、次のとおりです。

区分	延べ人数 (人)	主な従事内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的と する会社その他の団体の役員、顧問、評議員そ の他これらに準ずる地位を兼ねる場合	4	・株式会社(第3セクター)役員
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	3	・相続による不動産経営
報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合	1, 069	・試験監督員等(検定試験等) ・非常勤講師(大学、公益団体等) ・嘱託医等(公益団体等) ・鑑定人(検察庁等)
計	1,076	

Ⅵ 研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修(職場研修、自己啓発、派遣研修 等を除く。)として、平成25年度に実施した内容については、次のとおりです。

【自治研修所研修】

区分	研修名	対象者	修了者数 (人)
	新採用者前期研修	新たに採用された職員	148
	新採用者後期研修	新採用者前期研修を修了した職員	146
基	主事・技師研修	主事・技師等の職にある職員で、採用から所定の年数を経過した職員	22
本	主査研修	主査(主査級)に昇任した職員	88
研	主幹研修	主幹(主幹級)に昇任した職員	138
修	管理者入門研修	新たに本庁のグループマネージャー又は 出先機関の課長等の職に就いた職員	96
	課長研修	課長(課長級)に昇任した職員	42
	小計		680
	法制執務研修	全階層	17
	地域力創造研修	同上	24
	政策法務研修	同上	11
	クレーム対応研修	同上	27
	カウンセリングマインド研修	同上	19
選	わかりやすい話し方・説明のしかた研修	同上	36
択	WIN・WINの交渉術研修	同上	19
研	行政サービス最適化研修	同上	15
修	タイムマネジメント研修	同上	22
	部下力向上研修	同上	17
	危機発生時のマスメディア対応研修	主幹級以上の職員	12
	OJTの進め方研修	全階層	35
	管理者セミナー	総括主幹級~部長級の職員	101
	小計		355
	計		1,035

(注)研修の多くが県職員と市町村職員等との合同研修であるが、表では県職員の状況のみを記載している。

【部局研修】

・ 知事部局における各種専門研修 (計604名修了)

【各任命権者が個別に実施した研修】

- ・ 病院局における各種研修 (計460名修了)
- 教育庁における各種研修 (計5,716名修了)
- 警察本部における各種研修 (計1,446名修了)
- ・ 監査委員事務局における各種研修 (計6名修了)

2 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法では、職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないこととされています。

県においても、職員の昇任、昇格、配置などを適切に行うため、能力評価と業績評価からなる人事評価制度の実施などによる勤務成績の評定を行っています。

Ⅲ 福祉及び利益の保護の状況

1 セクシュアルハラスメントの防止対策

職場におけるセクシュアルハラスメント(セクハラ)防止対策として、平成24年度に実施した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容				
	セクハラ相談室の管理運営(専門相談員3名)				
	専門相談員による巡回指導				
知事部局	自治研修所での研修実施(カリキュラムの一部として)				
	所属相談員の氏名等を全庁に周知				
	「セクハラ相談室だより」による広報				
病院局	会議の場を利用しての周知				
7内7元月	セクハラ相談員による相談受付				
議会事務局	会議等の場を利用しての周知				
教育庁等	内部通知				
	全女性職員を対象にした聞き取り調査の実施				
	聞き取り調査結果についての執務資料の作成・配付				
	セクハラ相談員の指定とその周知				
警察	セクハラに関する本部直通相談電話窓口の設置とその周				
	知				
	警視庁作成の視聴覚教材(DVD)の全所属への配付				
	セクハラ相談員研修会の開催				
	セクハラ防止対策週間の周知				
選挙管理委員会事務局	セクハラ相談員の周知				

(注) 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指す。 (以下3において同じ。)

2 定期健康診断の実施状況

職員に対する平成25年度の定期健康診断の実施状況については、次のとおりです。

【受診状況】

如巨体	対象職員(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
部局等	A	В	B/A
知事部局等	3, 624	3, 568	98. 5
病院局	1, 400	1, 377	98. 4
教育庁等	529	529	100.0
警察	2, 631	2, 631	100.0
計	8, 200	8, 113	98. 9

【総合判定結果】

Log C forte	受診者数		結 果	(人)	V	有所見率(%)
部局等	(人) A	異常なし	要指導 B	要医療 C	治療継続D	(B+C+D) /A
知事部局等	3, 568	345	1, 269	1, 109	845	90. 3
病院局	1, 377	562	367	315	133	59. 2
教育庁等	529	65	207	141	116	87. 7
警察	2, 631	211	1,088	623	709	92. 0
計	8, 113	1, 275	2, 866	2, 179	1, 793	84. 3

- (注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を 除く任命権者の事務局(各種委員会等の事務局)を指す。
 - 2 「教育庁等」とは、教育庁及び学校以外の教育機関を指す。

3 職員互助団体への補助の状況

「青森県職員の互助団体に関する条例」の規定に基づき、平成25年度に実施した職員互助団体に対する補助の状況については、次のとおりです。

【会員数】

部局等	互助団体名	会員数(人)
知事部局等	(一財) 青森県職員厚生会	5, 071
教育庁等	(一財) 青森県教職員互助会	12, 659
警察	(一財) 青森県警察協会	2, 745

【掛金及び補助金】

部局等	掛金収入(千円) A	県補助金(千円) B	A : B
知事部局等	130, 573	0	1:-
教育庁等	399, 441	0	1 : -
警察	82, 820	0	1:-

- (注) 1 職員互助団体への補助については、平成19年度から行われていない。
 - 2 「知事部局等」とは、知事部局のほか、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務 局(病院局及び各種委員会等の事務局)を指す。

(空白ページ)

第2部 青森県人事委員会の業務の状況 (平成26年6月18日付けで人事委員会委員長から知事に報告された内容です。)

平成25年度における青森県人事委員会の業務の概要について

平成26年6月18日

青森県人事委員会

目 次

		ページ
1	競争試験及び選考の状況	1
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	4
3	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	6
4	不利益処分に関する不服申立ての状況	6

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競 争 試 験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており(地方公務員法第17条第3項)、 平成25年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりです。

試 験 <i>0</i>) 括 粨	申込者数	第 1 2	大 試 験	第 2 2	欠 試 験	受験倍率	採用人員
武物の	ノ俚 類	甲込有剱	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	文帜信竿	休用八貝
上級	試験	798	707	308	289	115	6.1	101
	武 映	(811)	(699)	(281)	(258)	(109)	(6.4)	(95)
上級試験(<u> </u>	157	136	43	43	20	6.8	20
	15/M+)	(168)	(145)	(45)	(44)	(18)	(8.1)	(18)
中級	試 験	40	35	13	12	4	8.8	4
中极	武物	(53)	(47)	(9)	(8)	(3)	(15.7)	(3)
初級	試 験	234	221	104	102	47	4.7	30
17/1 11/12	武	(257)	(244)	(77)	(72)	(36)	(6.8)	(29)
	男性I	171	124	79	69	22	5.6	20
	(H25. 10. 1採用)	(226)	(175)	(103)	(94)	(26)	(6.7)	(22)
	男性Ⅱ	376	282	195	156	65	4.3	50
	(H26. 4.1採用)	(389)	(306)	(170)	(139)	$(47) \qquad (6.4)$		(35)
	女性I	24	10	7	7	5	2.0	4
警察官A	(H25.10.1採用)	(30)	(19)	(12)	(11)	(3)	(6.3)	(2)
試験	女性Ⅱ	94	46	38	28	12	3.8	9
	(H26. 4.1採用)	(115)	(77)	(32)	(24)	(6)	(12.8)	(4)
	男性/武道指導	4	4	4	4	0	0.0	0
	(柔道)	(4)	(4)	(3)	(3)	(1)	(4.0)	(1)
	男性/武道指導	5	4	4	4	0	0.0	0
	(剣道)	(4)	(4)	(4)	(4)	(0)	(0.0)	(0)
	男 性	590	502	216	186	47	10.7	35
警察官B		(535)	(465)	(184)	(173)	(50)	(9.3)	(42)
試験	女性	143	97	33	27	9	10.8	8
	女 注	(100)	(64)	(28)	(26)	(8)	(8.0)	(7)
合	計	2, 636	2, 168	1,044	927	346	6.3	281
	рl	(2,692)	(2, 249)	(948)	(856)	(307)	(7.3)	(258)

(注) 1 ()内は、平成24年度の実施状況である。

2 受験倍率は <u>受験者数</u> である。 第2次試験の合格者数

(2) 選 考

競争試験によることが不適当であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており(地方公務員法第17条第3項ただし書)、採用及び昇任に係る選考の状況は次のとおりです。

①採用選考

平成25年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりです。

[適用根拠規定(人事委員会規則6-15第33条第1項各号)別状況]

	部 局	知	事	岸贮口	教 育	警 察	各種	÷I
規	定	部	局	病院局	委員会	本 部	委員会	計
第1号	役付の職		人 1	人	人 1	人 1	人	人 3
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職					1		1
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の 試験又は選考に合格した者をもって補充しよう とする職で、当該試験又は選考に係る職と同等 以下と人事委員会が認めるもの					5		5
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体、国又は 公共企業体に現に正式に任用されている者又は かつて正式に任用されていた者をもって補充し ようとする職で、その者が現に任用されている 職又はかつて任用されていた職と同等以下と人 事委員会が認めるもの		8			2		10
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようと する職で、その者がかつて任用されていた職と 同等以下と人事委員会が認めるもの		3	2		24		29
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと 人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性 により職務の遂行能力について順位の判定が困 難であると人事委員会が認める職		7	127	1	2		137
第7号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適当であると人事委員会が認める職	(;	26) 2	5				(26) 7
	計		26) 21	134	2	35		(26) 192

- (注) 1 発令日が25. 4. 1~26. 3.31の採用者である。
 - 2 ()内は、無給併任職員で外数である。

② 昇 任 選 考

平成25年度に本委員会で実施した昇任選考の状況は、次のとおりです。

昇任した職 又は階級	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会等	合 計
部 長 級 へ	13	3			1	17
次長級へ	27	2	2	1		32
警視へ				15		15
合 計	40	5	2	16	1	64

- (注) 1 発令日が25. 4. 1~26. 3.31の昇任者である。
 - 2 課長級以下の職及び警部以下の階級への昇任については、選考の権限を任命権者に委任している。
 - 3 各種委員会等には、議会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、人事委員会及び海 区漁業調整委員会の各事務局に係る人員を記載した。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、平成25年10月8日、議会及び知事に対して、県職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

平成25年10月8日

平成25年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<本年の給与等に関する報告及び勧告のポイント>

- ① 月例給及び期末・勤勉手当(ボーナス)ともに水準改定なし
- ② 四輪自動車を使用する長距離通勤者に係る通勤手当の改定

1 給与勧告の基本的考え方

- ・ 給与勧告に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方 公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮し、総合的に判断
- ・ 本年4月1日時点では、管理職員を対象とした特例条例による減額措置が実施されていたが、当該措置は、給与勧告制度の趣旨とは異なるものであり、給与勧告は、本来あるべき適正な給与水準を示すという趣旨から、これまで同様、減額前の給与額に基づき公民比較を行う

2 本年の給与改定等

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内382民間事業所のうちから無作為抽出した147事業所を実地調査(完了率95.2%)

* 本年から調査対象を全産業に拡大

(1) 給料表

- 特例条例による給与の減額前では、職員給与が民間給与を76円(0.02%)上回り、減額後では、 職員給与が民間給与を1,673円(0.45%)下回っている
- 民間給与との較差が極めて小さいことから給料表の改定は行わない
- ※1 県職員と県内民間従業員の平成25年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の同じ者同士を比較
 - 2 「特例条例による給与の減額」とは、平成25年4月において管理職員を対象として実施されていた減額

(2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

○ 職員の給与条例に定める年間支給月数(3.85月分)と民間での昨年冬と本年夏の1年間における支給実績(支給割合3.83月分)は、おおむね均衡していることから改定は行わない

【参考】

職員一人当たりの給与額等(特例条例による減額前の額)

平均給与月額 369,630 円 〔行政職:平均年齢 42.8歳 経験年数 21.7年〕 平均給与額(年間) 5,880 千円

- ※1 平均給与月額は、給料月額に扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、 単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。
 - 2 平均給与額(年間)は、平均給与月額の年額に期末手当及び勤勉手当を加えた額である。

(3) 通勤手当

四輪自動車を使用して通勤する職員の通勤実態や他の都道府県の状況を踏まえ、長距離通勤者に 対する手当を改定

【交通用具使用距離区分の上限: 60km以上→80km以上 手当額の上限: 35,000円→46,000円】

(4) 単身赴任手当

専門性の高い職種における職員の確保が困難になっていることや採用試験の実施状況等、本県における事情を踏まえ、職員の円滑な任用に資するため、新採用者を支給対象

(5) 実施時期等

通勤手当及び単身赴任手当については、平成26年4月1日から実施 ※単身赴任手当については、在職者に新採用者との均衡を図るため所要の措置

3 給与構造改革における経過措置額の廃止

経過措置額については、国において既に廃止が決定されていることや他の都道府県の状況を踏まえると、廃止することが適当

その実施時期については、本県における諸情勢等を勘案し、判断

4 勤務実績の給与への反映

日頃の業務を通じて発揮された職員の能力・業績を公正に評価し、その結果を職員の能力開発や処 遇に適切に活用することが必要

昇給、勤勉手当等における勤務実績の反映については、引き続き職員の能力・業績の給与への適正な反映に向けた取組を着実に進めていくことが重要

5 再任用職員の給与

再任用職員の給与について、平成26年4月における再任用職員の実態を把握した上で、国及 び他の都道府県の動向を踏まえて、検討

来年4月時点においては、現行の再任用職員の給与制度のもとで、その能力と経験を活かせる職務への適切な配置に努めることが必要

6 時間外勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

時間外勤務の縮減及び年次休暇の計画的・連続的な使用については、職員の健康・福祉の維持増進及び公務能率向上の観点から、業務の改善・効率化等の推進、各所属における年次休暇を取得しやすい環境づくりに努め、なお一層時間外勤務の縮減及び年次休暇の使用が図られ、職員が仕事と生活を両立できるよう今後とも継続的な取組が必要

7 配偶者带同休業制度

配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを可能とする配偶者帯同休業制度については、今後、国家公務員に係る取扱いや関係法令の整備等を踏まえて、必要な措置を講ずることが適当

8 適正な給与の確保

本年7月から実施されている給与減額支給措置については、職員の労働基本権制約の代償措置である給与勧告制度の趣旨とは異なるものであり、あくまでも限定した期間にとどめ、この措置が終了する平成26年4月以降の職員の給与については、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されるよう強く望む

- 3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 平成25年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もありませんでした。
- 4 不利益処分に関する不服申立ての状況 平成25年度においては、新たな不服申立てが1件あり、平成26年度に繰り越しました。